

奨学金の代理返還制度を活用して、従業員の奨学金返還を支援してみませんか？

関係者 各位

貝塚市奨学資金企業代理返還制度の開始のお知らせ

貝塚市教育委員会

貝塚市では、本市の奨学金である貝塚市奨学資金を借り受けた奨学生の返還支援の一環として、貝塚市奨学資金企業代理返還制度を開始します。この制度は、本市奨学金の奨学生を雇用する企業等が、奨学生に代わって奨学金を直接本市に返還することで、奨学生の奨学金返還の負担を軽減する制度です。

代理返還企業

● 奨学生支援企業としてPR

貝塚市と企業の間で合意を締結した後は、企業ホームページや求人広告において、奨学金返還支援をしている企業であるとPR可能です。

● 人材確保、若手の定着率UPに貢献

返還期間は、最長で高卒で3年、専門学校卒で6年、大卒で8年。若手従業員の定着のきっかけになります。

- ・ 企業の負担は、奨学生（大卒）1人あたり、**年間120,000円～210,000円程度**です。
- ・ 奨学生の返還額の**全部**又は**一部**を返還。
- ・ 制度の利用の中止や合意の取消は、**企業の任意のタイミング**で可能。（ただし、再利用禁止期間があります。）

・ 返還方法

毎月1回(年12回)の月払い

金融機関窓口で本市の発行する納付書で支払い

- ※ 返還額は、法人税上、給与として損金算入可能。
- ※ 賃上げ促進税制の対象になる可能性があります。

※ 税制上の取扱については、各企業内で就業規則や賃金規定等の整備が必要になる場合もあります。詳しくは、税理士、社会保険労務士等にご相談ください。



合意書



調印式

合意書締結の際に、調印式を開催する予定です。報道関係者による取材が入る可能性があります。

奨学生（従業員）

● 月々の奨学金返還額の負担が軽減

- ・ 代理返還企業において既に雇用されている奨学生、又はこれから雇用される奨学生が対象です。
- ・ 代理返還企業が直接貝塚市に返還するので、奨学生の通常の給与と区別されることから、返還額の所得税は**非課税**になります。
- ・ 代理返還企業による返還額は、標準報酬月額に含まれません。

貝塚市

- ・ この制度にご賛同いただける企業と、事前に**合意書**を締結します。
- ・ **本市の広報誌**や**ホームページ**で代理返還企業と合意を締結していることを周知します。
- ・ 新たに返還を開始する奨学生に対して、この制度と代理返還企業について周知します。

【お問合せ】 貝塚市教育委員会 教育部 学校教育課

住所：〒597-8585 貝塚市畠中1-17-1 貝塚市役所5階

電話：072-433-7108

FAX：072-433-7053

メール：gakkokyoiku@city.kaizuka.lg.jp

担当：松本 松井

裏面にアンケートがございます。ご協力よろしくお願
いいたします。



※ 下記にご記入いただき、このままご送信ください。送付文等は不要です。

アンケート調査へのご協力をお願いします。

貝塚市教育委員会 教育部 学校教育課 宛

FAX送信番号 : 072-433-7053

本市は、企業代理返還制度について、ご賛同いただける企業を募集しています。表面記載の内容について、以下のアンケート調査へご回答をお願いいたします。皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。また、多数のご応募をお待ちしております。

該当する番号に○をご記入ください。

【質問 1】

企業代理返還制度を利用しようと思いませんか。

- ① 利用したい。
- ② 利用したいと思うが、事前に詳しい説明を聞いた上で判断したい。
- ③ 代理返還金に対する補助金があれば利用を検討したい。
- ④ 現時点では利用したいと思わないが、将来を見据えて説明を聞いてみたい。
- ⑤ 利用したいと思わないし、説明もいらない。（回答はここで終了です。）

①～③を選ばれた企業には、こちらからご連絡を差し上げる場合がありますのでご了承ください。

【質問 2】

合意書の締結の際、企業のご了承をいただければ、市役所において調印式を催す予定です。

調印式への出席を希望されますか。（調印式には報道関係者の取材が入る可能性があります。）

- ① 調印式に出席したい。
- ② 調印式に出席せずに、合意を締結したい。

【質問 3】

その他、企業代理返還制度についてご意見等あればご記入ください。

質問は以上です。ご協力誠にありがとうございました。

回答者	会社名
	住所
	部署
	回答者 役職 氏名
	電話
	連絡先 FAX
	メール